

熊本県の農業経営者の皆さまへ

「農の雇用事業」(次世代経営者育成タイプ)では…

「次世代経営者」を育成する 取り組みを支援します！

<こんなお悩みはありませんか？>

- ◎部門責任者を育てたい…
- ◎次の経営者(役員)を育てたい…
- ◎そろそろ息子に経営を移譲したい…
- ◎法人化して新たな事業を展開したい…



職員等を先進農業法人や他産業の法人に出向させ
経営ノウハウ等の習得に向けた研修を実施



研修終了後1年以内に役員または経営者等に登用

助成対象経費

- ①派遣する職員等の代わりに新たに雇用する職員の人件費
- ②派遣する職員等の研修に伴う転居費、住居費、交通費、研修負担金

派遣元農業法人等に対し
月額最大10万円
助成します！
(①②合計)

「農の雇用事業」(次世代経営者育成タイプ)とは？

農業法人等の職員等を他の法人(農業・異業種)に派遣(出向)し、実践研修を通じて経営ノウハウを習得することで、経営感覚の優れた次世代経営者を育成する取り組みを支援する事業です。

派遣元の農業法人等に対し、派遣される職員等(研修生)の代替として、新たに雇用した職員の人件費等について助成します。なお、天災等にあわられた農業法人等が、施設の復旧までの間、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合にも活用できます。

助成内容

【助成額】1ヵ月最大10万円(①、②あわせて)

<内訳> ①代替職員人件費

②派遣研修経費(派遣研修に伴う転居費、住居費、交通費、研修負担金)

【助成期間】最短3ヵ月～最長24ヵ月

募集について

令和4年1月31日(月)まで随時募集

事業参加に当たっての主な要件<詳しい要件はHPか農業会議まで>

- ①派遣元農業法人等は、概ね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、家族経営、農業サービス業体等)であること
- ②研修に派遣する研修生を研修終了後、1年以内に役員又は経営に参画する部門責任者等、経営の中核を担う役職に登用することを確約していること(家族経営の場合は、経営を移譲すること又は経営を法人化した上で役員等に登用することを確約していること)。※1年以内にこれらの登用がない場合は、助成金返還となります。
- ③派遣する研修生は、出向契約日時点で原則55歳未満であること
- ④派遣元農業法人等と受入法人は人材育成を目的とした出向契約を結び、研修生を労働災害補償保険及び雇用保険に加入させること

◆申込み・問い合わせは 熊本県農業会議へ TEL:096-384-3333
詳しくは、

次世代経営者育成派遣研修

検索